

柏崎市ものづくり産業 雇用維持奨励金

補助対象者

以下の①～②全てに
該当する市内事業者

- ① **製造業を主たる事業**として営む、市内中小企業者
- ② **雇用調整助成金等の助成率が、「事業主が解雇等を行わず、雇用を維持した場合の助成率（※）」**である者

まずはこちら

（国）雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金

※4月までは10/10

※5月～11月は10/10又は9/10

対象事業主	① 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している。 ② 最近1か月間の売上高または生産量などが、前年同月比▲5%以上（比較月の特例措置あり） ③ 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている。
支給額	① 上限15,000円（1人あたり）×休業日数（～4月） ② 上限13,500円※（1人あたり）×休業日数（5月～11月） ※業況特例又は、地域特例の場合は上限15,000円
申請期限	申請期限は、対象の月から2か月以内
申請先	ハローワーク柏崎 0257-23-2140



（制度詳細）

（補足）雇用保険被保険者に対する休業手当等が「雇用調整助成金」、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当が「緊急雇用安定助成金」の対象となります。

市追加補助の計算

休業手当 × 1/10（1円未満切捨て）

- ・ 2020年4月1日から**2021年11月30日まで**（※）に支払われた休業手当が対象
 ※ 緊急事態宣言の解除・延長等により、対象期間を延長する場合があります。
- ・ 市内事業所で働く従業員分の休業手当に限る
- ・ 雇用調整助成金等の支給決定の都度、申請可能。ただし通算で上限額に達するまで。
 （2020年度・2021年度の合計で、上限300万円）

対象期間
を延長
しました

市が追加補助

上限
300
万円

申請期限

雇用調整助成金等の支給決定日から**3か月以内**

申請方法

step1（事業者 ↔ 国）

雇用調整助成金等の
支給申請
⇒ 支給決定

step2

（事業者 → 市）

市補助金の交付申請

市の審査完了後、

7 日以内に口座振込

添付書類

雇用調整助成金等の支給決定通知・提出書類の写し
通帳（振込先口座が分かるもの）の写し



（柏崎市HP）

問合せ先
申請先

TEL 0257-21-2326

E-mail monozukuri@city.kashiwazaki.lg.jp

〒945-8511 柏崎市日石町2-1

柏崎市ものづくり振興課



かしわざき